

## 所得制限限度額表

ひとり親家庭医療費給付制度

単位：千円

扶養人数の数		1人	2人	3人	4人
ひとり親の父母	～R6.10.31	2,300	2,680	3,060	3,440
	R6.11.1～	2,460	2,840	3,220	3,600
ひとり親の配偶者 又は扶養義務者	変更なし	2,740	3,120	3,500	3,880

上記限度額に、下記加算額を加え、本人の所得額から下記控除額を差し引いた額で判定します。

**(所得制限限度額の加算額)**

- 1 ひとり親の父母の所得判定の場合
  - ① 老人扶養親族1人につき 10万円
  - ② 特定扶養親族1人につき 15万円
- 2 ひとり親の配偶者又は扶養義務者の場合
 

老人扶養親族1人につき 6万円

**(所得から控除する額)**

雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額  
 社会保険料控除（一律8万円）、ひとり親控除（35万円（ひとり親の父母は控除無し））  
 障がい者控除（1人27万円）、特別障害者控除（1人40万円）  
 寡婦（夫）控除（27万円（ひとり親の父母は控除無し））、勤労学生控除（27万円）  
 肉用牛の売却による事業所得の免除、公共用地取得による土地代金等に係る特別控除